

在留カード等番号失効情報照会について

- 在留カード番号と有効期間の満了日を入力することで、当在留カードの番号の有効性を確認できます。
- 在留カード券面の偽変造の有無の確認のため、在留カード等読取アプリケーションとの併用を推奨しています。

○検索画面

出入国在留管理庁 在留カード等番号失効情報照会

この画面では、失効した在留カード及び特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号を確認するための情報を提供しています。

外国人より提示された在留カード等の券面に記載された在留カード等番号及び在留カード等有効期間を入力してください。

※ 外国人登録証明書番号には対応していません。

※ 在留カード等の交付情報の更新は、土日祝日を除き原則平日の午後8時から午後11時にかけて行われます。そのため当日の申請であっても、午後11時以降であれば在留カード等番号失効情報照会に反映され、照会が可能となります。なお土日祝日の申請処理結果については、翌営業日のデータ更新後に反映されます。

※ 問合せ結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。

実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、問合せ結果にかかわらず、「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方の偽変造防止対策についてもご確認ください。

※ 失効情報照会は、毎日午後8時から午後11時までの約3時間、メンテナンス（データ更新）のために使用できません。



○結果表示

有効な場合

問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。

失効している場合

問合せ日時	2026/02/16 19:40:38
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2032年12月31日
問合せ結果	この在留カード等番号は有効ではありません。

<在留カード番号が失効する場合>

- ・ 在留カードの番号は発行のたびに変わるため、新しい在留カードの交付を受けた場合は従前の番号は失効します。

※紛失、出国済み、中長期在留者以外の在留資格への変更、在留資格の取消しなど、失効する理由は様々です。

<特例期間に入っている場合>

- ・ 在留期間更新許可申請等を行い審査結果を待っている間に、券面の在留期間満了日が経過していても「失効していません。」と表示され、**在留申請中であることから引き続き在留できることが分かります。**

※在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行い、処分が在留期間の満了の日までになされないときは、当該処分がされる時又は在留期間の満了の日から二月が経過するいずれか早い時までの間は、引き続き我が国に在留できます。

失効情報照会URL

<https://lapse-immi.moj.go.jp/html/top.html>



【留意事項】

- 当日交付された在留カードの情報はその日の夜間にデータ更新されるので、交付の翌日以降に反映されます。
- 海外のIPアドレスのアクセス制限を行っているため、海外からはアクセスできません（海外のIPアドレスが設定されている場合は、日本国内からでもログインできません）。